

令和4年度 協賛金交付事業—交付要項

1. 趣 旨

三好市内の団体等が取り組む地域活性化イベント、観光誘客イベント等に対して、三好市観光協会協賛金を交付します。

2. 交付条件

次の要件をすべて満たす各種団体・イベント主催者に協賛金を交付します。

- ①三好市内で開催されるイベント・事業であること。
- ②指定の企画書・実施報告書その他必要とされる書類を提出できること。

3. 申請方法

協賛金の交付を受けようとする場合は、協賛金交付申請書（様式第1号）、イベント企画書（別紙1）、収支予算書（別紙2）を三好市観光協会に提出し、内容について審査を受けてください。

4. 協賛金の交付決定及び通知

イベント企画書（別紙1）の内容を考慮し、三好市観光協会において決定します。

なお、規定に関わらず、申請者が次のいずれかに該当するときは、協賛金を交付しません。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。）
- ②暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ③暴力団員若しくは暴力団の利益につながる活動を行い、又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5. 事業の実施

事業は令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に実施してください。

6. 実績報告

事業終了後14日以内に実績報告書（別紙3）、収支決算書（別紙4）、協賛金振込先を提出してください。確認後、三好市観光協会から主催者にお支払します。

<お問合せ先>

一般社団法人三好市観光協会

〒778-0003

徳島県三好市池田町サラダ 1893-1

TEL 0883-70-5804 FAX 0883-70-5805